

地方税の主な非課税等特別措置による減収額(11,420億円)の内訳(平成12年度ベース)

(単位:億円)

個人住民税 (36.0%) 4,110			法人住民税 (10.8%) 1,230	事業税 (22.0%) 2,510	固定資産税 (31.2%) 3,570
生命保険料 ・損害保険 料控除 (9.3%) 1,060	老人マル優等 (19.2%) 2,190	その他 (7.5%) 870	(10.8%) 1,230	(15.2%) 1,730	(31.2%) 3,570
				社会保険 診療報酬 の所得計 算の特例 (6.8%) 780	

- (注) 1 交際費課税の特例による増収分3,660億円は含まれていない。
2 公共・公益法人等に係る固定資産税の非課税措置による減収額は含まれていない。
3 住宅用地に係る固定資産税の特例措置による減収額は含まれていない。

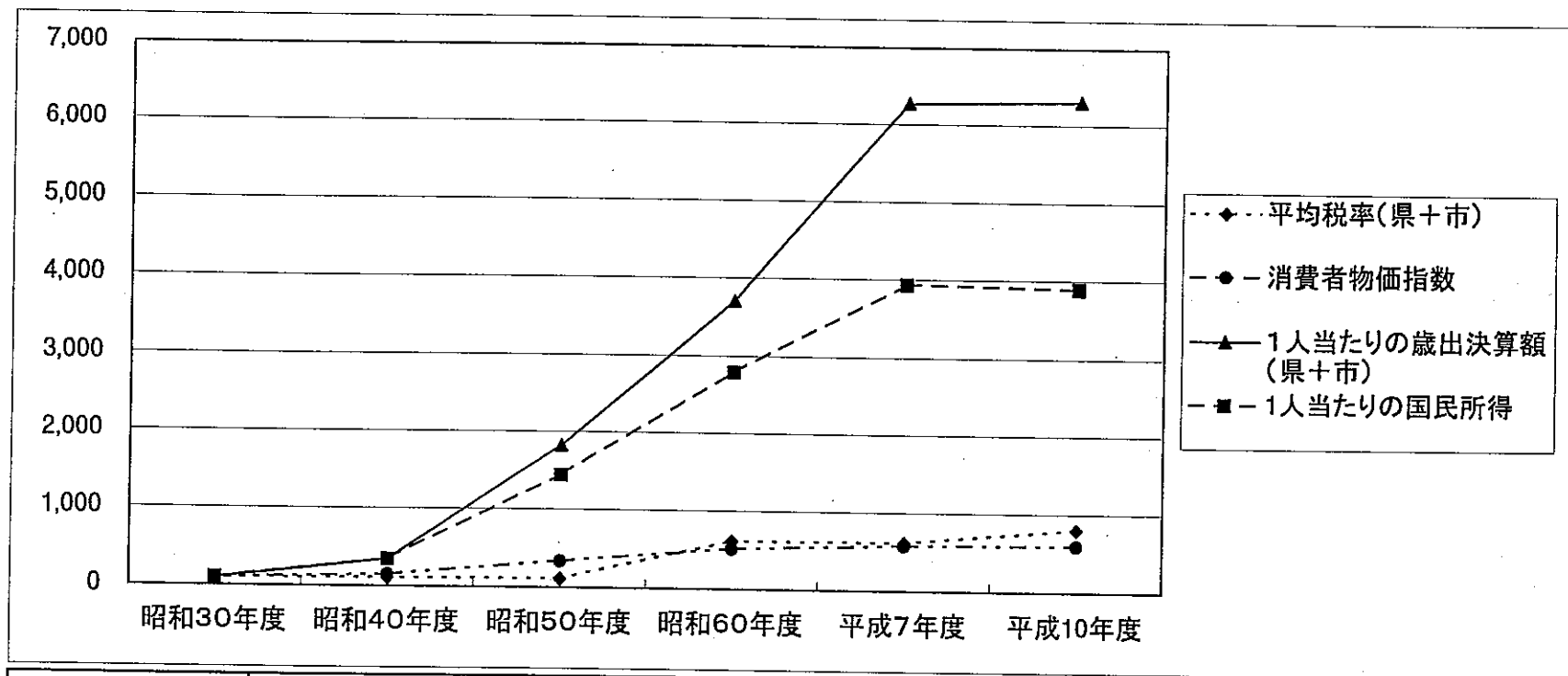
個人住民税均等割の税率改正と収入額の推移

区 分			昭和25年度	昭和26年度	昭和29年度	昭和51年度	昭和55年度	昭和60年度	平成8年度
市 町 村 民 税	標 準 税 率	①人口50万 以上の市	年額 800円	年額 700円	年額 600円	年額1,700円	年額2,000円	年額2,500円	年額3,000円
		②人口5万以上 50万未満の市	年額 600円	年額 500円	年額 400円	年額1,200円	年額1,500円	年額2,000円	年額2,500円
		③その他の市 及び町村	年額 400円	年額 300円	年額 200円	年額 700円	年額1,000円	年額1,500円	年額2,000円
		道府県民税（標準税率）			——	——	年額 100円	年額 300円	年額 500円

個人住民税収入額	(億円)	道府県民税	A	——	——	125	8,599	14,146	21,002	26,095
		市町村民税	B	464	470	538	16,123	28,901	45,028	64,075
		計	C	464	470	663	24,722	43,047	66,030	90,170
	うち均等割	道府県民税	D	——	——	19	98	174	266	456
		市町村民税	E	85	83	70	383	529	749	1,143
		計	F	85	83	89	481	703	1,015	1,599
	D/A			——	——	15.2	1.1	1.2	1.3	1.7
	E/B			18.3	17.7	13.0	2.4	1.8	1.7	1.8
	F/C			18.3	17.7	13.4	1.9	1.6	1.5	1.8

※ 道府県民税均等割は、昭和29年度に創設された。なお、昭和29年度の道府県民税均等割の収入額は、個人道府県民税の決算額を地方財政計画による所得割と均等割の収入見込額によりあん分した数値による。

均等割の平均税率等の推移(昭和30年度=100)



	昭和30年度	昭和40年度	昭和50年度	昭和60年度	平成7年度	平成10年度
平均税率 (県+市)(円)	439 (100)	466 (106)	487 (111)	2,689 (613)	2,709 (617)	3,511 (800)
消費者物価指数	100.0	147.4	332.9	513.9	577.5	591.3
1人当たりの歳出決 算額(県+市)(円)	12,652 (100)	43,877 (347)	231,228 (1,828)	469,082 (3,708)	793,744 (6,274)	797,954 (6,307)
1人当たりの 国民所得(円)	77,605 (100)	269,659 (347)	1,117,548 (1,440)	2,168,845 (2,795)	3,054,134 (3,935)	3,020,187 (3,892)

- 注1 市町村の平均税率は、「市町村税課税状況の調」による均等割額を納税義務者数で除したものであり、道府県民税の平均税率は、標準税率である。ただし、昭和30年度については均等割収入額を納税義務者数(地方財政計画による)で除したものである。
- 2 消費者物価指数は、持家の帰属家賃を除く総合指数であり、平成7年を100としたときの値による。
- 3 1人当たりの歳出決算額は、各会計相互間及び地方公共団体相互間における重複部分を控除した額を住民基本台帳人口で除したものである。
- 4 1人当たりの国民所得は、「国民経済計算(新SNA、平成2年基準)」による国民所得を住民基本台帳人口で除したものである。
- 5 ()は昭和30年度を100とした数値である。

平成 1 1 年度分個人市町村民税の納税義務者の状況

(単位：万人、%)

所得割の納税義務者		A (B + C)	5,232 万人
うち	所得割及び均等割の納税義務者	B	4,348 万人
	所得割のみの納税義務者 (生計同一の妻)	C	884 万人
うち	所得税の納税義務を有しない者	D	233 万人
	同上の比率	D / A	4.5 %
均等割の納税義務者		E (F + G)	4,679 万人
うち	均等割及び所得割の納税義務者	F	4,348 万人
	均等割のみの納税義務者	G	331 万人

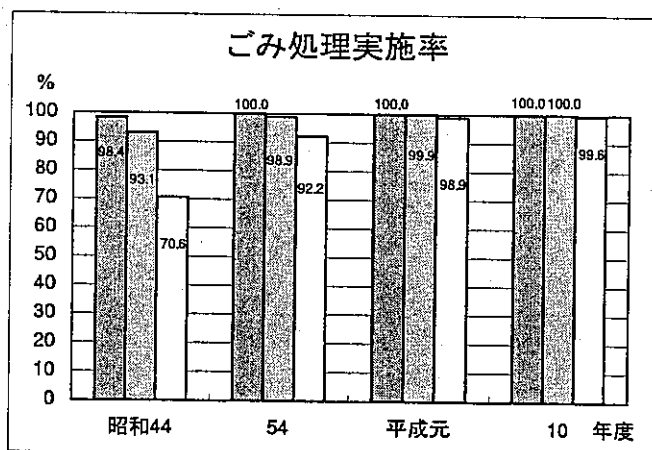
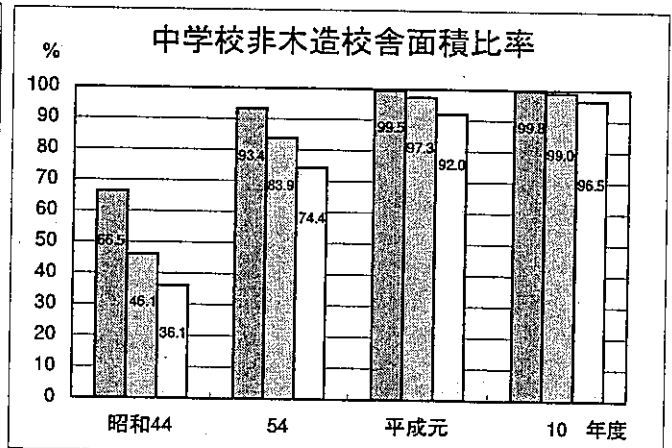
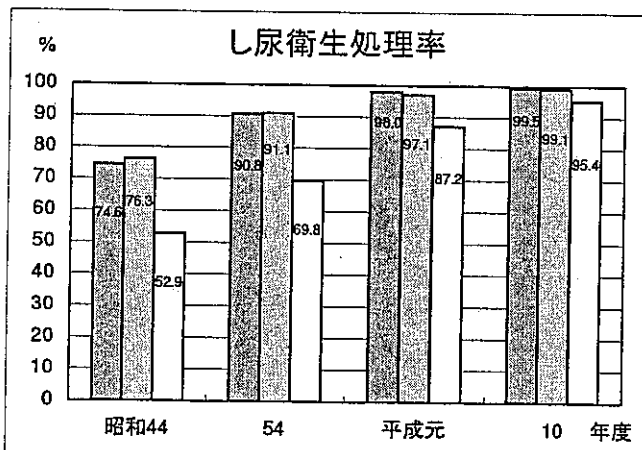
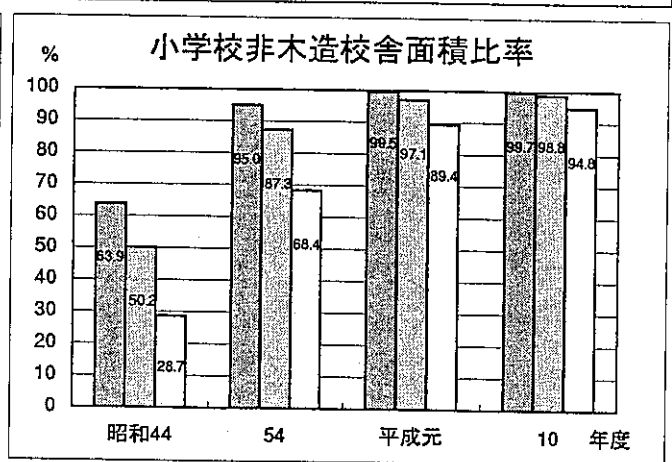
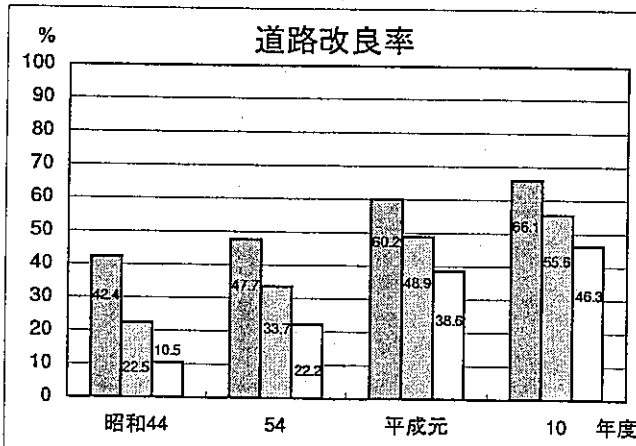
「平成 1 1 年度市町村税課税状況等の調」 (自治省税務局) による。

人口規模別地方公共財の整備状況等の推移

■ 人口50万以上の市(特別区含む)

■ 人口5万以上50万未満の市

□ 上記以外の市町村



(注) 各年度とも「公共施設状況調(自治省財政局)」による。なお、各比率は、次の計算式によって算出したものである。

- ・ 道路改良率 = 改良済延長 (m) / 実延長 (m) × 100
- ・ し尿衛生処理率 = (下水道マンホール投入 + 処理施設処理 + 下水道放流 + し尿浄化槽) 処理量 (kl) / 年間総排出量 (kl) × 100
- ・ ごみ処理実施率 = ごみ処理人口 (人) / 処理計画人口 (人) × 100
- ・ 小・中学校非木造校舎面積比率 = 非木造校舎面積 (㎡) / 校舎面積 (㎡) × 100